

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業経営の多くは、水稻＋野菜（畜産・施設園芸・花卉等）の形態であり、またその大部分が兼業農家であり個別完結型の経営となっている。

都市化・工業化が急速に進展する中で、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成する。

具体的な経営の指標は、真岡市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並みの平均所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり500万円程度、1個別経営体あたり620万円～740万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営体が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

特に、土地利用型農業で経営改善を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、(財)真岡市農業公社が核となり、農地の流動化を推進するとともに、集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。担い手が不足する集落においては、特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、集落営農の組織化・法人化に取り組めるよう指導、助言を行う。

生産組織は効率的な農作業を行う上で重視し、オペレーターの育成、受委託の促進等を図る。また、耕作放棄地の発生防止及び解消にも組織経営体を活用する。

上述したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、主要な営農類型については次のとおりである。

【個別経営体】

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 + 麦 + 大豆 + 作業受託	〈作付面積等〉 水稻 = 8.0ha 麦 = 4.0ha 大豆 = 4.0ha 作業受託(大豆+ 麦) = 6.0ha 〈経営面積〉 18.0ha	〈資本整備〉 ・トラクター(34PS) 2台 ・田植機(6条植) 1台 ・コンバイン(3条刈) 1台 ・大豆コンバイン 1台 〈その他〉 ・乾燥は、RC・CE利用 ・無人ヘリによる農薬散布委託 ・麦、大豆は水田作とし、二毛作 ・利用権設定による農地集積	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
いちご	〈作付面積等〉 いちご = 0.5ha 〈経営面積〉 0.5ha	〈資本整備〉 ・単棟ハウス 5,000 m ² ・空中採苗施設 1台 ・夜冷育苗施設 1台 ・高設栽培システム 20a ・炭酸ガス発生装置 1式 ・電照設備 1式 ・予冷库 1台	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
トマト	〈作付面積等〉 トマト = 0.6ha 〈経営面積〉 0.6ha	〈資本整備〉 ・低コスト耐候性ハウス 6,000 m ² (3,000 m ² ×2棟) ・ロックウール給液ユニット 自動給液、自動換気、暖房、 カーテン装置 各1式 〈その他〉 ・共選による出荷労力の軽減	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入
なす (促成+ 養液栽培)	〈作付面積等〉 なす(促成+養液 栽培) = 0.4ha 〈経営面積〉 0.4ha	〈資本整備〉 ・大型連棟ハウス 4,000 m ² (2,000 m ² ×2棟) ・ロックウール給液ユニット 自動給液、自動換気、暖房、 カーテン装置 各1式 〈その他〉 ・契約栽培の取り組み	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
切花 (スプレー マム)	〈作付面積等〉 スプレーマム (周年)=0.5ha 〈経営面積〉 0.5ha	〈資本整備〉 ・低コスト耐候性ハウス 5,000 m ² ・トラクター(22PS) 1台 ・選花機1台 ・冷蔵庫1台 ・動力噴霧器(3PS) 1台 ・土壌消毒機(蒸気) 1/5台	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・常時雇用の導入
鉢物 (シクラメン 等)	〈作付面積等〉 シクラメン=0.4ha ゼラニウム=0.3ha 〈経営面積〉 0.4ha	〈資本整備〉 ・連棟ハウス 4,000 m ² ・動力噴霧器(3PS) 1台 ・土壌消毒機 1台 ・ポットティングマシーン 1台	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・常時雇用の導入
酪農	〈作付面積等〉 成牛 =40頭 育成牛 =15頭 飼料作物=7.0ha 〈経営面積〉 7.0ha	〈資本整備〉 ・牛舎1棟 440 m ² ・トラクター(87PS・62PS)各1台 ・コーンハーベスター(2条) 1台 ・ロールベラー(1.8巾) 1台 ・ローダー(1.5 m ²) 1台 ・マニアスプレッダー(6 m ²) 1台	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用(ヘルパー)の活用
養豚	〈作付面積等〉 繁殖豚 =80頭 種雄豚 =5頭 肉豚 =800頭 出荷肉豚 =1,760頭	〈資本整備〉 ・繁殖豚舎 240 m ² 2基 ・種雄豚舎 120 m ² 1基 ・育成豚舎 80 m ² 1基 ・分娩豚舎 58 m ² 1基 ・肉豚舎 350 m ² 1基 ・ふん尿処理施設 1基	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
水稻 + 麦 + 大豆 + たまねぎ	〈作付面積等〉 水稻 =7.0ha 麦 =3.5ha 大豆 =3.5ha たまねぎ=1.0ha 〈経営面積〉 11.5ha	〈資本整備〉 ・トラクター(34PS) 2台 ・田植機(6条植) 1台 ・コンバイン(3条刈) 1台 ・ロータリー(1.7m) 1台 ・大豆コンバイン 1台 〈その他〉 ・乾燥は、RC・CE利用 ・麦・大豆は水田作とし、二毛作 ・利用権設定による農地集積	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>水稻 + いちご</p>	<p>〈作付面積等〉 水稻 =3.5ha いちご =0.25ha</p> <p>〈経営面積〉 3.75ha</p>	<p>〈資本整備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単棟ハウス 2,500 m² ・空中採苗施設 1台 ・夜冷育苗施設 1台 ・炭酸ガス発生装置 1式 ・電照設備 1式 ・トラクター(25PS) 1台 ・田植機(5条植) 1台 ・コンバイン(3条刈) 1台 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乾燥は、RC・CE利用 ・無人ヘリによる農薬散布委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
<p>水稻 + いちご + たまねぎ</p>	<p>〈作付面積等〉 水稻 =3.5ha いちご =0.5ha たまねぎ=0.2ha</p> <p>〈経営面積〉 4.2ha</p>	<p>〈資本整備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単棟ハウス 5,000 m² ・空中採苗施設 1台 ・夜冷育苗施設 1台 ・炭酸ガス発生装置 1式 ・電照設備 1式 ・トラクター(25PS) 1台 ・田植機(5条) 1台 ・コンバイン(3条) 1台 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乾燥は、RC・CE利用 ・無人ヘリによる農薬散布委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
<p>水稻 + ニラ</p>	<p>〈作付面積等〉 水稻 =3.5ha ニラ =0.8ha</p> <p>〈経営面積〉 4.3ha</p>	<p>〈資本整備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイプハウス 8,000 m² ・播種機及び定植機 1台 ・ニラ採取機 1台 ・トラクター(25PS) 1台 ・田植機(5条植) 1台 ・コンバイン(3条刈) 1台 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乾燥は、RC・CE利用 ・無人ヘリによる農薬散布委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入
<p>水稻 + 夏秋なす + 半促成なす</p>	<p>〈作付面積等〉 水稻 =3.5ha 夏秋なす=0.3ha 半促成なす =0.15ha</p> <p>〈経営面積〉 3.95ha</p>	<p>〈資本整備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイプハウス(K-21) 5棟 ・トラクター(25PS) 1台 ・田植機(5条植) 1台 ・コンバイン(3条刈) 1台 ・動力噴霧器 1台 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乾燥は、RC・CE利用 ・無人ヘリによる農薬散布委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 + 麦 + 夏秋なす	〈作付面積等〉 水稻 =4.0ha 麦 =3.0ha 夏秋なす=0.4ha 〈経営面積〉 7.4ha	〈資本整備〉 ・トラクター(25PS) 1台 ・田植機(5条植) 1台 ・コンバイン(3条刈) 1台 ・動力噴霧器 1台 〈その他〉 ・乾燥は、RC・CE利用 ・無人ヘリによる農薬散布委託	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入
夏秋なす + メロン	〈作付面積等〉 夏秋なす=0.4ha メロン =0.8ha 〈経営面積〉 1.2ha	〈資本整備〉 ・パイプハウス 8,000㎡ ・トラクター(25PS) 1台 ・動力噴霧器 1台 〈その他〉 ・トンネル栽培の導入	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入
水稻 + 夏秋なす + 春菊	〈作付面積等〉 水稻 =3.5ha 夏秋なす=0.4ha 春菊 =0.1ha 〈経営面積〉 4.0ha	〈資本整備〉 ・パイプハウス 1,000㎡ ・トラクター(25PS) 1台 ・田植機(5条植) 1台 ・コンバイン(3条刈) 1台 ・動力噴霧器 1台 〈その他〉 ・乾燥は、RC・CE利用 ・無人ヘリによる農薬散布委託 ・トンネル栽培の導入	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入
水稻 + 夏秋なす + レタス	〈作付面積等〉 水稻 =3.5ha 夏秋なす=0.3ha レタス =1.5ha 〈経営面積〉 5.3ha	〈資本整備〉 ・トラクター(25PS) 1台 ・田植機(5条植) 1台 ・コンバイン(3条刈) 1台 ・動力噴霧器 1台 ・レタス包装機 1台 ・定植機 1台 ・小トンネルハウス 〈その他〉 ・乾燥は、RC・CE利用 ・無人ヘリによる農薬散布委託	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 + 夏秋なす + ブロッコリー	〈作付面積等〉 水稻 =3.5ha 夏秋なす=0.3ha 春ブロッコリー =0.5ha 秋ブロッコリー =1.0ha 〈経営面積〉 5.3ha	〈資本整備〉 ・トラクター(25PS) 1台 ・田植機(5条植) 1台 ・コンバイン(3条刈) 1台 ・動力噴霧器 1台 ・定植機 1台 ・小トンネルハウス 〈その他〉 ・乾燥は、RC・CE利用 ・無人ヘリによる農薬散布委託	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入

(注) 個別経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここまで、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1~2人としている。

【組織経営体】

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 + 麦 + 大豆 + 作業受託	〈作付面積等〉 水稻 =20.0ha 麦 =10.0ha 大豆 =10.0ha 作業受託 (水稻・麦・大豆) =20.0ha 〈経営面積〉 50.0ha (主たる従事者2人)	〈資本整備〉 ・トラクター(60PS) 3台 ・田植機(8条植) 3台 ・コンバイン(6条刈) 3台 ・大豆コンバイン 1台 ・乗用型多目的作業機 3台 ・乾燥機(50石) 5台 〈その他〉 ・麦・大豆は水田作とし、二毛作 ・乾燥は、RS・CE利用の検討 ・集落での話し合いにより、作付の団地化を図る。 ・労働配分に留意し、作付計画を立てる。	・法人化し経理を一元化する。	・主たる従事者の年間労働時間2,000時間程度

(注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域その他産業従事者と遜色のない水準の生涯所得を行い得るもの(例えば、農事組合法人、株式会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。)

2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者の所得の平均が第1で掲げる目標に到達することを基本とする。

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市では昭和54年度から農用地利用増進法(現在の農業経営基盤強化促進法)に取り組み、関係農業者の創意工夫と自主性に基づき、農用地の有効利用と流動化に努めてきた。

今後はより一層の農地の流動化を促進するため、集落内の話し合いによる合意形成により、農地に係る権利設定、担い手農家の規模拡大、地力の維持増進、農作業受委託、労働力の相互補充、農業機械の過剰投資抑制などの活動を、地域営農集団・生産組織等の育成強化を図りながら積極的に推進する。

特に、土地利用型農業で経営改善を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、(財)真岡市農業公社が核となり、農用地や施設に係る情報の収集活動を強化し、農地の貸し手と借り手を適切に結びつけて利用権設定等を進める。さらに農作業受託による実質的な農業収益と拡大を促進することとし、農地貸借と一体となり意欲的な農業経営の規模拡大につながるよう努める。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

- ① 農業経営の規模拡大と農地の流動化の積極的な促進を図るため、水田・畑地の高度利用、耕作放棄地の全面的見直し、ブロックローテーションの推進を行う。
- ② (財)真岡市農業公社による農地流動化・作業受委託の推進を行い、農用地が利用集積されるよう努める。
- ③ 効率の良い営農組合、営農集団の形成や作物別専門経営の推進により、経営の専門化・作業効率の向上を図る。
- ④ 長期的観点にたった本格的土作り・地力診断の実施強化を推進する。
- ⑤ 真岡市農業再生協議会による、集落における農業の将来展望についての話し合いを促進する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

なし